

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

地域に必要とされる工務店のための情報誌

JBN Japan Builders Network REPORT

2020
特別号

JBNの基本理念

「私たちJBN・全国工務店協会は、全国の地域工務店とその関連業界の持続的発展に尽くし、地域の住生活環境の向上を通じ、社会に貢献します。」

2020 年 4 月 15 日

新型コロナウイルス関連情報 特別号第 3 号

- 政府の緊急経済対策 ～給付金制度、無利子融資 …… P2
- 政府の緊急経済対策 ～税の猶予・軽減措置 …………… P2
- 住宅ローン控除は入居期限を延長 …………… P3
- 次世代住宅ポイント、8 月末の契約まで発行…………… P4
- 雇用調整助成金の特例が拡充されます …………… P4
- JBN・全国工務店協会 新型コロナ対応マニュアル
…………… P6

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

○政府の緊急経済対策 ～給付金制度、無利子融資

政府は4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定しました。中小企業や個人事業主への支援として持続化給付金（仮称）」を新設し、無担保・無利子融資も拡充されます。

▽持続化給付金（仮称）

資本金10億円以下の中小企業、および個人事業主（フリーランス含む）で、前年同月比50%以上売上が減少した事業者を対象に、現金を給付します。最も売上が減少した月の収入額を年間ベースに換算し、中小企業200万円、個人事業主100万円を上限として支給します。申請は、迅速な給付のため、原則として電子申請となる予定です。

▽無担保・無利子融資

既に日本政策金融公庫、商工中金が無担保・無利子融資（基準金利引き下げ＋特別利子補給制度）を実施していますが、日本政策金融公庫などの既往債務も、無利子・無担保融資への借り換えが可能になります。小規模事業者経営改善資金（マル経融資）も、実質無利子化されます。

また、民間金融機関でも無担保・無利子融資を受けられる制度も新設される見通しです。同時にセーフティネット保証（4号・5号）、危機関連保証の保証料を、無料または2分の1に減免する措置も実施されます（既往債務の借り換えにも対応）。

○政府の緊急経済対策 ～税の猶予・軽減措置

また、税制上の措置として、納税の猶予や軽減等の措置が取られます。

▽納税の猶予の特例

今年2月以降から納期限までの間（1カ月以上）、収入が減少（おおむね前年同月比20%以上減少）した事業者について、納付を1年間猶予する特例が設けられます。

担保は不要で、延滞税も免除されます。2月1日から来年1月31日の間に納期限が到来する全ての税（法人税、消費税、申告所得税、固定資産税など）が対象。既に納期限を過ぎた未納の国税も、延滞税が免除されます。

関係法令の施行から2カ月後、または納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請してください。売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなど、収入減を証明する書類が必要です（提出が難しい場合は税務署にご相談ください）。

【詳細】財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

▽国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、国税の納付が難しくなった場合は換価の猶予が認められる場合があります。

また、①財産に相当な損失が生じた、②本人または家族が感染した、③事業を廃止または休止した、④事業に著しい損失を受けた——の、いずれかの事情に該当すれば納税の猶予が認められることがあります。

申告して認められれば、原則として1年間、納付が猶予されます（状況に応じてさらに1年間猶予される場合もあり）。猶予期間中の延滞税は、全額または一部免除となり、財産の
(次ページにつづきます)

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

差し押さえや売却も猶予されます。まずは、所轄の税務署に電話で相談してください。

【詳細】財務省ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

▽地方税の猶予制度

地方税についても、新型コロナウイルスの影響で財産に相当な損失が生じたり、売上が急激に減少した人からの徴収を猶予するよう、要請が出ています。

国税と同様、①財産に相当な損失が生じた、②本人または家族が感染した、③事業を廃止または休止した、④事業に著しい損失を受けた——のいずれかに該当すると、猶予が認められることがあります。また、換価の猶予も申請によって認められることがあります。

【問い合わせ先】お住まいの都道府県、市区町村

▽欠損金の繰戻し還付

前年度黒字・今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けられる制度の対象を、資本金 1 億円以下から「10 億円以下」の企業にも拡大します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で損失を受けると、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。令和 2 年 2 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日の間に終了する事業年度に生じた欠損金額が、適用の対象です。感染予防のためのマスクや消毒液などの購入費用も、欠損金額として扱われます。

【詳細】財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

▽固定資産税等の軽減

令和 3 年度は、中小企業を対象に、設備等の償却資産・事業用家屋に対する固定資産税、事業用家屋に係る都市計画税を軽減します。2 月から 10 月までの間で、任意の 3 カ月間の売上高が前年同期比で 50%以上減少した場合は全額、30%以上 50%未満なら 2 分の 1 となります。

加えて、中小企業や小規模事業者が新規に投資した設備の固定資産税を、3 年間免除する特例を拡充、延長します。事業用家屋と構築物（門や塀、看板など）が対象に追加され、期限も令和 5 年 3 月末まで、2 年間延長されます。

【問い合わせ先】中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 03-3501-181（固定資産税の特例の拡充・延長に関してのみ）

○住宅ローン控除は入居期限を延長

緊急経済対策には、住宅ローン控除の適用条件を弾力化する措置も盛り込まれました。設備機器などの納期遅延によって、定められた期限までに入居できない場合でも、一定の要件を満たすことで、期限内に入居したのと同様の扱いとなります。

1、控除期間 13 年間の特例措置

消費税 10%が適用される場合に控除期間を 3 年延長（合計 13 年間）する特例は、「注文住宅の新築は令和 2（2020）年 9 月末、分譲住宅や既存住宅の取得、増改築は 11 月末までに契約」していれば、入居期限が「令和 3 年 12 月 31 日」になります。

（次ページにつづきます）

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

2、既存住宅取得の際の入居期限要件

「既存住宅取得の日から5カ月後」または「関連税制法案の施行の日から2カ月後まで（施行前の契約でも加）」に増改築等の契約を締結していれば、通常は「取得日から6カ月以内」の入居期限が「増改築等完了の日から6カ月以内」となります。

○次世代住宅ポイント、8月末の契約まで発行

国土交通省は4月7日、次世代住宅ポイント制度について、ポイント発行対象を延長する措置を取ることを公表しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、事業者と契約できなかったなどの理由がある人に限り、令和2年4月7日から8月31日の間の契約でも発行申請を受け付けます。

	工事請負契約	着工・工事着手	売買契約
新築 (注文住宅)	令和2年4月7日～ 8月31日	工事請負契約～ 8月31日	—
新築 (分譲住宅)	平成30年12月21日～ 令和2年8月31日		令和2年4月7日～ 8月31日
リフォーム※	令和2年4月7日～ 8月31日		—

※リフォームで工事費用1000万円未満の場合、工事完了期限は8月31日

○雇用調整助成金の特例が拡充されます

厚生労働省は4月13日、雇用調整助成金の特例を拡充することを公表しました。助成率引き上げや助成対象の拡充に加え、受給要件も大幅に緩和されます。

▽助成内容や対象の拡充（◎は新規）

◎休業または教育訓練を実施した場合の助成率を、中小企業は4/5に引き上げ

◎以下の要件を満たす事業主には助成率を上乗せ（中小企業は9/10に）

◇1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの間に、労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていない

◇賃金締切期間（判定基礎期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（1月24日から判定基礎期間の末日まで）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上

◎教育訓練（自宅でインターネット等を用いたものも可能）を実施した場合、加算額を引き上げ（中小企業は2,400円）

○新卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象に（休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用）

◎「緊急対応期間」に実施した休業は、年間100日の支給限度日数とは別枠で利用可能

◎雇用保険被保険者でない、週20時間未満の労働者（パート、アルバイト）も対象

（次ページにつづきます）

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

▽助成要件の緩和（◎は新規）

- ◎緊急対応期間（令和2年4月1日～6月30日）は、生産指標の要件を前年度同月比5%減に緩和
- ◎生産指標の確認期間を3カ月から1カ月に短縮
- 最近3カ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間、前回の対象期間満了から1年）を撤廃
- ◎事業所設置後1年未満でも利用可能（生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月で確認）
- ◎中小企業の場合、休業等の延べ日数は所定労働日数1/40（中小企業）以上とする

▽その他の措置（◎は新規）

- ◎すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは事後の提出が可能
- ◎短時間休業の場合、部門、店舗など施設毎の休業も対象に
- ◎支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること（残業相殺）を当面停止する

○「コロナ対策マニュアル」を作成しました

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、工務店の業務において注意すべき点をまとめたマニュアルを作成しました。当マニュアルに従い、感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします（マニュアルは次ページから）。

当レポートは、4月14日時点の情報に基づき作成しました。
今後、制度の内容などが、変更になる可能性もありますのでご了承ください。

次号は4月末の発行を予定しています。

問い合わせ先 一般社団法人 JBN・全国工務店協会事務局
Tel:03-5540-6678 FAX:03-5540-6679

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

JBN・全国工務店協会 新型コロナ対応マニュアル

◇事務所等での対応のしかた

①従業員の感染予防策

▽従業員に、以下の自己管理および速やかな報告を要請してください。

- ・体温を測定し記録する
- ・発熱などの症状があったら、所属長に連絡したうえで自宅待機
- ・従業員・関連事業者の基礎疾患を把握しておく

▽以下のいずれかに該当する場合、所属長に連絡したうえで「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」に電話で相談してください。

- ・37.5℃以上の熱が4日以上（高齢者や基礎疾患※1のある人、妊娠者は2日以上）続く
- ・強いだるさや息苦しさがある

▽検査の状況や診断結果は、速やかに所属長に報告してください。

②事業所内の感染予防策

▽出勤時、トイレ使用后、現場への入場時には手洗い、手指の消毒を行いましょう。

▽常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用してください。着用できない場合は、相手と適切な距離（目安は2メートル）を保ちましょう。

▽マスクがない時に咳をする場合、ティッシュやハンカチ、袖等で口や鼻を覆いましょう。

▽通常の清掃に加えて、机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座など、人がよく触れるところは水と洗剤を用いて拭き取り清掃を行ってください。

③従業員から感染者が出たら

▽感染者が確認されたら、事業所の所在地を所管する保健所に報告して指導を受けてください。従業員にも感染者が発生したことを周知し「①従業員の感染予防策」と「②事業所内の感染予防策」を徹底してください。

▽保健所の調査に協力し、濃厚接触者※2と見込まれる者は速やかに自宅待機を指示しましょう。

▽保健所は、濃厚接触者と確定した従業員に対しPCR検査や14日間の健康観察を行います。保健所の指示に従ってください。

▽濃厚接触者と確定した従業員が発熱や、呼吸器症状を発症したら、保健所に連絡してPCR検査を受検させ、速やかにその結果を報告させましょう。

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

④施設設備等の消毒

▽保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を行います。

▽消毒は保健所の指示に従って行うことが望ましいですが、緊急を要する場合、感染者が勤務した区域で手指がひんばんに接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に「消毒用エタノール（70%）」か、「次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）」を使ってふき取ってください。

⑤業務を継続する

▽感染者・濃厚接触者の出勤停止によって通常業務を継続することが難しいときは、重要な業務として優先的に継続させる業務を選び、必要な人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液など）等を把握しましょう。

▽重要な業務を継続するため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成しましょう。

◇現場での対応のしかた

①普段の対応

▽朝礼や午後の作業前に KY 活動を行う際に、作業従事者の健康状態を確認してください。

- ・体温を毎日測り、発熱があるときは自宅待機とします

▽アルコール消毒液の設置や、定期的な消毒を実施しましょう。

▽現場事務所や休憩所は、定期的に換気や消毒を行いましょう。

▽このマニュアルと「新型コロナウイルス Q&A」を現場に掲示しましょう。

▽新規入場者には「新型コロナウイルス Q & A」を説明しましょう。

▽作業従事者等の新型コロナウイルス感染が判明した時に備え、連絡体制を構築しておきましょう。

②感染の疑いがあるとき

▽作業従事者等の健康状態を確認しましょう。以下のいずれかに該当するときは、各都道府県の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

- ・37.5℃以上の熱が4日以上（高齢者や基礎疾患※1のある人、妊娠者は2日以上）続く
- ・強いだるさや息苦しさがある

▽従事者の PCR 検査が実施される場合は、施工計画書等の緊急連絡表に基づいて、すみやかにお客様などに連絡しましょう。

▽PCR 検査が実施される場合は、事故報告と同様に本庁関係課へ連絡しましょう。

【重要】JBN 会員各位 新型コロナウイルス関連情報です。必ずお読みください

③感染が判明したら

▽保健所などの指導に従って、感染の拡大を防ぐために適切な措置を講じてください。

- ・感染者との濃厚接触者※2（お客様も含む）は、全員自宅待機とします

▽施工計画書等の緊急連絡表に基づいて、発注をした業者等に連絡しましょう。

▽事故報告と同様、本庁関係課へ連絡しましょう。

▽感染した本人や濃厚接触者は仕事ができなくなるため、工務店はお客様に工事の一時中止、工期の見直しをお願いすることができます。

※1 基礎疾患は、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）を指します。また、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人も、同様に対応してください。

※2 「濃厚接触者」は、感染者が発病した以降に接触したうち、次の事項に該当する人です。

- ・感染者と同居している、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった
- ・適切な感染防止策を取らずに、感染が疑われる患者を診察、看護、介護していた
- ・感染症が疑われる人の気道分泌液や体液などに直接接触した可能性が高い
- ・その他、手で触れる、または対面で会話することができる距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と接触があった（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

◇各都道府県の帰国者・接触者相談センター、一般電話相談窓口は厚生労働省のまとめページで検索してください。下の QR コードからもアクセスできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19kikokusyasyessyokusya.html



◇厚生労働省の電話相談窓口

フリーダイヤル 0120-565653 （受付時間 9：00～21：00、土日祝日も対応）

◇厚生労働省による新型コロナウイルス感染症情報 LINE 公式アカウント



新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。
毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？

A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

より詳しくお知りになりたい方はこちら

厚労省 コロナ FAQ

検索

